## 第三百十六回定例会提出議案

青森県議会

	1		1
第 議	第 議	第 議	番
三	<u> </u>		
号 案	号案	号 案	号
令和五年度青森県 一号)案 (第 (第	号)案 育センター特別会 計補正予算(第一 別会	令和五年度青森県 (第三号) 案 算	件名
1 歳入歳出予算の補正 (担当課 財政課) (担当課 財政課)	<ul><li>○ 歳入歳出予算の補正</li><li>(相正後の歳入歳出予算の総額)</li><li>二十億三千五十二万七千円</li><li>(担当課 財政課)</li></ul>	1 歳入歳出予算の補正 (補正後の歳入歳出予算の総額) (補正後の歳入歳出予算の総額) 七千七百七億二千二十一万七千円 道路交通安全施設整備費ほか三十四件 県民福祉プラザ管理委託代金ほか四十二件 県民福祉プラザ管理委託代金ほか四十二件 火害関連事業ほか一件 災害関連事業ほか一件	摘要

	第 議	第 議	第 議	第 議	番
	t	六	五	四	
	号 案	号 案	号 案	号 案	号
) 補 安 正	備導入資金特別会外規模企業者等設	会計補正予算 (第一号)案	令和五年度青森県 計補正予算(第一 号)案	令和五年度青森県 管理特別会計補正 条	件名
財政課)	正後の歳入歳出予減額) 九十四万千八歳出予算の補正	○ 歳入歳出予算の補正 (補正後の歳入歳出予禁 (補正後の歳入歳出予禁	政八成万字課七歳 千 日七 万 日 円 円円 予 円	<ul><li>(担当課 財政課)</li><li>(担当課 財政課)</li></ul>	摘
円	算 円 の 総 額	八 万 の 総 刊 刊 円	算 の 総 額 )	万 九 千 額 円	要

	第 議			議			第	議	番
-	+		九				八		
-	号案		号。	案			号	案	号
案 算 (第二号)	下水道事業会計浦令和五年度青森県		号)案計補正予算(第一工業用水道事業会	在.			予算(第二号)案病院事業会計補正	和	件名
(担当課 財政課)	令 債務 記	課	<ul><li>電気投前東新築事業費</li><li>2 継続費の補正</li><li>支出(減額) 千三百四万七千</li><li>支出(減額) 二百二万二千円</li></ul>	1 収益	(担当課 財政課)	万千円の予定額の補正	収 支収益: 出入的:	1 中央病	摘要

(担当課 人事課)				
ものである。	条例案の一部を改正するの一部を改正する	号 案	十 五	第 議
(担当課 人事課)				
のである。 会計年度任用職員に勤勉手当を支給するも	を改正する条例案 関する条例の一部 の種類及び基準に が基準に	号 案	十 四	第 議
(担当課 人事課)				
のである。  一会計年度任用職員に勤勉手当を支給するも期末手当及び勤勉手当の額等を改定し、並び基づき職員の給料月額並びに初任給調整手当、本らの職員の給与等に関する報告及び勧告に対して、金融を表別を表別を	改正する条例案で見いののででである。	号 案	十 三	第 議
(担当課 人事課)				
である。	例案 与に関する条例の 特別職の職員の給	号 案	+ =	第 議
(担当課 税務課)				
質等取扱税を課するものである。 廃棄物管理の事業を行う者に対して核燃料物射性廃棄物埋設の事業を行う者並びに放射性事業としてその受入れ及び貯蔵を行う者、放事業を行う者、使用済核燃料物質の再処理のウラン濃縮の事業を行う者、原子力発電のウラン濃縮の事業を行う者、原子力発電の	等取扱税条例案	号 案	+	第 議
摘要	件名	号		番

							1		1
	第 議			第 議		第 議		第 議	番
	十 九			十八		十 七		十六	
	号 案			号 案		号 案		号 案	号
例案の正する条	準に関する条例の給与の種類及び基青森県企業職員の		改正する条例案する条例の一部を数料の徴収等に関関する法律関係手	が文川の適臣とこれの保安の確保及青森県液化石油ガ		青森県特定非営利		改正する条例案 務処理の特例に関 の場例に関 の事務の事	件名
(担当課 病院局)	のである。 会計年度任用職員に勤勉手当を支給するも	(担当課 消防保安課)		行うものである。 高圧ガス保安法の改正に伴う所要の整備を	(担当課 県民生活文化課)	めに必要な事項を定めるものである。定非営利活動促進法に基づく申請等を行うた定非営利活動促進組織を使用する方法により特	(担当課 市町村課)	る。 事務を市町村が処理することとするものであ 知事の権限に属する都市計画法等に基づく	摘要

	第 二 十 二 号 案	第 議 二 十 一 号 案	第 議 二 十 号 案	番号
	定の件 の額の決	件工事の請負契約の	件発売金額の決定の	件名
担当課 病院局) 担当課 病院局) といるものである。 といるものである。 といるものである。 といるしては、 しょう はん に はん	<ul><li>くことに</li><li>とおいた</li><li>とよいた</li><li>によい</li><li>により</li><li>により</li></ul>	1 工事の表示 2 請負代金 2 請負代金 二十億千九百六十万円	令和六年度における当せん金付証票の発売金額の限度額を定めるものである。	摘要

第 議	第 議	番
第 議 二 十 四 号 案	第 議 二 十 三 号 案	号
理者の施設の指定の指定の件	理者の施設の指定の件管	件名
1 公の施設の名称 県営住宅平和台団地及 県営住宅平和台団地及 県営住宅平和台団地及 開産産管理株式会を 世界 は 1 日まで	1 公の施設の名称 2 指定管理者となる団体青森市中央三丁目二〇の行法で 期間	摘
公の施設の名称 公の施設の名称 県営住宅桜川団地及びその共同施設 県営住宅桜川団地及びその共同施設 県営住宅平和台団地及びその共同施設 県営住宅再桜川団地及びその共同施設 県営住宅戸山団地及びその共同施設 県営住宅戸山団地及びその共同施設 県営住宅戸山団地及びその共同施設 県営住宅戸山団地及びその共同施設 県営住宅戸山団地及びその共同施設 県営住宅戸山団地及びその共同施設 県営住宅内井田田地及びその共同施設 県営住宅でイサイド柳川及びその共同施設 県営住宅でカサートの一 特定公共賃貸住宅幸畑団地及びその共同施設 県営住宅の期間 おっ六年四月一日から令和九年三月三十一 まで 建築住宅課)	□ は □ 二 ○ の 三 ○ 採県すこやか福祉事業団 から令和九年三月三十一	要

第議	第議	番
第 議 二 十 六 号 案	第 議 二 十 五 号 案	号
理者の施設の指定の件	理者の施設の指定の件管	件名
1 公の施設の名称 県営住宅旭ケ丘団地 県営住宅自山台団地 県営住宅前原木団地 県営住宅前原木団地 県営住宅前原木団地 県営住宅神台団地 別 県営住宅神台団地 別 県営住宅神台団地 別	1 2 1 1 公の施 県営住宅城 県営住宅域 県営住宅を域 県営住宅を 県営住宅を 県営住宅を 県営住宅を 県営住宅を 県営住宅を 場営住宅を 大変管 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を 大変を	摘
の名称 地ケ丘団地及びその共同施設 を賀台団地及びその共同施設 自銀台団地及びその共同施設 自山台団地及びその共同施設 自山台団地及びその共同施設 自山台団地及びその共同施設 事北産業 四月一日から令和九年三月三十一 四月一日から令和九年三月三十一 変住宅課)	及びその共同施設 及びその共同施設 及びその共同施設 団地及びその共同施設 団地及びその共同施設 団地及びその共同施設 団地及びその共同施設 でその共同施設 団体 対子字山本一九の一 から令和九年三月三十一	要

第議	第議	番
第 議 二 十 八 号 案	第 議 二 十 七 号 案	号
理者の施設の指定の指定の作定管	理者の施設の指定の作	件名
1 公の施設の名称	1 公の施設の名称 県営住宅松島団地及びその共同施設 県営住宅広田団地及びその共同施設 県営住宅広田団地及びその共同施設 特定公共賃貸住宅新宮団地及びその共同施設 指定管理者となる団体 五所川原市大字金山字亀ケ岡四六の一八 株式会社サン・コーポレーション 日まで (担当課 建築住宅課)	摘要

	第議		第議		第議			第 議			第 議	番
	第三十三号案		第三十二号案		第三十一号案			三 十 号 案			第二十九号案	号
件	† の架け橋の策定の「青森新時代」へ		の策定の件が現りでである。 大学 一の中期目標を業技術セース はいまれる かいまん おいまん はいい かいまん はいい かい か		約の一部変更の件等に関する事業契公共施設等の整備			理者の指定の件公の施設の指定管			理者の指定の件公の施設の指定管	件名
(担当課 企画調整課)	を策定するものである。	(担当課 農林水産政策	の中期目標を定めるも地方独立行政法人書	(担当課 都市計画課	定による契約金額の変更をするも、泳場の整備に要する費用の物価変事業について、新青森県総合運動・新青森県総合運動公園新水泳場	(担当課 スポーツ健康	日までの期間のおかりのである。	2 指定管理者となる 青森県武道館 公の施設の名称	(担当課 観光企画課	日まで 青森市大字浅虫字青森市大字浅虫字	2 旨定管理者になる 青森県営浅虫水族 公の施設の名称	摘
	のる。「青森新時代」への架け橋	() () () () () () () () () () () () () (	るものである。 人青森県産業技術センター	課)	変更をするものである。費用の物価変動に伴う改森県総合運動公園の新水公園新水泳場等整備運営	() 康課)	市町	· 可 体	課)	から令和十一年三月三十一体式会社	対館本	要

		<del>,</del>	
第 報	第 報	第 報	番
三	二	_	
号 告	号 告	号 告	号
専決処分した事項	専決処分した事項	専決処分した事項	件名
1 和解の相手方 2 和解の内容 2 和解の内容 明は、令和五年八月一日八戸市大字新井田字松山中野場四の二地内において県有自動車の運行による事故によって個人A所有の擁壁が損傷したことにより生じた損害のを支払う。(令和五年十一月十四日専決処分)を支払う。(令和五年十一月十四日専決処分)	(担 払同しうに大当 う人た事お字県和個東和課 。       (記 投 )	1 和解の相手方 2 和解の内容 2 和解の内容 実は、令和五年二月十四日三戸郡五戸町上において、当該県道の穴ぼこに起因する道において、当該県道の穴ぼこに起因する方において、当該県道の穴ぼこに起因するたことにより生じた損害の賠償金として、おう。(令和五年十月二十三日専決処分)払う。(令和五年十月二十三日専決処分)払う。(令和五年十月二十三日専決処分)	摘要